

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

H24.3.9付国土用第44号土地・建設産業局地価調査課長通知

(最近改正:R4.3.11付国土近整用企第255号)

赤字下線:今回改正箇所

新	旧
<div style="text-align: center;"> <p>別添</p> <p>H24.5.22付国土近整用企第24号 (<u>最近改正R4.3.11付国土近整用企第255号</u>)</p> <p>用地調査等業務費積算基準</p> <p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準(以下「用地積算基準」という。)は、近畿地方整備局の所掌する国の直轄事業(官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 土地評価</p> <p>(10) 第13 補償説明</p> <p>(11) 第14 消費税等調査</p> <p>(12) 第15 地盤変動影響調査等</p> <p>3 第5 権利調査のうち、1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計業務等標準積算基準書(参考資料)(平成13年3月26日付け国官技第48号)に基づくものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>別添</p> <p>H24.5.22付国土近整用企第24号 (<u>最近改正R3.3.24付国土近整用企第192号</u>)</p> <p>用地調査等業務費積算基準</p> <p>第1 適用範囲</p> <p>1 この用地調査等業務費積算基準(以下「用地積算基準」という。)は、近畿地方整備局の所掌する国の直轄事業(官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。</p> <p>2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第4 共通</p> <p>(2) 第5 権利調査</p> <p>(3) 第6 建物等の調査</p> <p>(4) 第7 営業その他の調査</p> <p>(5) 第8 予備調査</p> <p>(6) 第9 移転工法案の検討</p> <p>(7) 第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>(8) 第11 再算定業務</p> <p>(9) 第12 土地評価</p> <p>(10) 第13 補償説明</p> <p>(11) 第14 消費税等調査</p> <p>(12) 第15 地盤変動影響調査等</p> <p>3 第5 権利調査のうち、1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計業務等標準積算基準書(参考資料)(平成13年3月26日付け国官技第48号)に基づくものとする。</p> <p>4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。</p> </div>

第3 業務費の内容及び統算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して統算するものとし、統算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その標準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費統算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補正率	(補正值)
			規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.68人	1.80	1.22人
技師 B	2.08人	1.80	3.74人
技師 C	1.42人	1.80	2.55人
技師 D	0.13人	1.80	0.23人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の統算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準統算基準書（参考資料）第1編総則

第3 業務費の内容及び統算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して統算するものとし、統算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その標準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費統算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補正率	(補正值)
			規 模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0.51人	1.80	0.91人
技師 B	1.55人	1.80	2.79人
技師 C	1.10人	1.80	1.98人
技師 D	0.12人	1.80	0.21人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の統算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準統算基準書（参考資料）第1編総則

表 6-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の概算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表 6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68	人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08	人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42	人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13	人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76	人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19	人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79	人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13	人	

表 6-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の概算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表 6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	—	
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51	人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55	人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10	人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12	人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	—	
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56	人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79	人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28	人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12	人	

木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—
			技師A	0.29	0.09	0.13	0.51人
			技師B	0.29	0.60	0.35	1.24人
			技師C	0.29	0.54	0.38	1.21人
			技師D	—	—	0.10	0.10人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
	0.80	1.00	1.30	1.80

300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の核算是、表6-7により行うものとする。
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことか

木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—
			技師A	0.21	0.09	0.09	0.39人
			技師B	0.21	0.57	0.32	1.10人
			技師C	0.21	0.25	0.18	0.64人
			技師D	—	—	0.12	0.12人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
	0.80	1.00	1.30	1.80

300㎡以上 450㎡未満	450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,400㎡未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の核算是、表6-7により行うものとする。
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことか

新

構造計算を行わない場合

表 6-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	図面等		
非木造建物 A	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イの場合	
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68		
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86		
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93		
技師 D	—	—	0.23	0.23	—				
非木造建物 B	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59		
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34		
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95		
技師 D	—	—	0.21	0.21	—				
非木造建物 C	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00		
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83		
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90		
技師 D	—	—	0.26	0.26	—				
非木造建物 D	棟	70 m以上 130 m未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	用途のよる 区分イの場合	
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69		
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85		
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52		
技師 D	—	—	0.18	0.18	—				

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	図面等		
非木造建物 A	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04	用途による 区分イの場合	
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51		
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86		
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93		
技師 D	—	—	0.23	0.23	—				
非木造建物 B	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30		
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34		
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95		
技師 D	—	—	0.21	0.21	—				
非木造建物 C	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99		
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83		
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90		
技師 D	—	—	0.26	0.26	—				

旧

構造計算を行わない場合

表 6-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	図面等		
非木造建物 A	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68		
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				
非木造建物 B	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08		
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				
非木造建物 C	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39		
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				
非木造建物 D	棟	70 m以上 130 m未満	主任技師	—	—	—	—	用途のよる 区分イの場合	
			技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59		
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15		
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	図面等		
非木造建物 A	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51		
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				
非木造建物 B	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79		
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				
非木造建物 C	棟	200 m以上 400 m未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36	用途による 区分イの場合	
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38		
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76		
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66		
技師 D	—	—	0.12	0.12	—				

非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。
 ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

（4）建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は専業移転料算定要領第2条第3項に係る専業移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人		
		技師 A	—	0.77	0.30	1.07人		

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。
 ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6-14 によるものとし、各区分の直接人件費の核算是、表 6-15 により行うものとする。

表 6-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第 35 条、第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第 35 条に該当する建築物）

表 6-15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	回 面 等	算 定	調 査	回 面 等	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	0.43	0.18	—	0.61 人			
			技師 C	—	0.43	—	—	0.43 人			
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	1.18	0.43	—	1.61 人			
			技師 C	—	1.12	—	—	1.12 人			
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	0.75	0.31	—	1.06 人			
			技師 C	—	0.68	—	—	0.68 人			

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-16 の区分によるものとする。

表 6-16

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m ² 未満であるすべての業種

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6-13 によるものとし、各区分の直接人件費の核算是、表 6-14 により行うものとする。

表 6-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第 35 条、第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第 35 条に該当する建築物）

表 6-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	回 面 等	算 定	調 査	回 面 等	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	0.43	0.18	—	0.61 人			
			技師 C	—	0.43	—	—	0.43 人			
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	1.18	0.43	—	1.61 人			
			技師 C	—	1.12	—	—	1.12 人			
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	—	—	0.06 人		
			技師 B	—	0.75	0.31	—	1.06 人			
			技師 C	—	0.68	—	—	0.68 人			

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-15 の区分によるものとする。

表 6-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m ² 未満であるすべての業種

	この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鍛造製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

	この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鍛造製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の算定は、表6-17により行うものとする。ただし、第③の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の算定に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管記録、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面等算定		

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の算定は、表6-16により行うものとする。ただし、第③の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の算定に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管記録、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-16

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面等算定		

新

機械設備	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師				0.98人
			技師 A	0.44	0.14	0.40	
機械設備 A	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
			技師	—	—	—	—
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備 A の場合 表 6-18

機械設備 の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
	補正率	0.80

機械設備 B、C及びDの場合

機械設備 の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

旧

機械設備	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師				0.98人
			技師 A	0.44	0.14	0.40	
機械設備 A	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人
			技師 D	—	—	0.22	0.22人
			技師	—	—	—	—
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備 A の場合 表 6-17

機械設備 の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
	補正率	0.80

機械設備 B、C及びDの場合

機械設備 の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-19によって行うものとする。

表6-19

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20の区分によるものとする。

表6-20

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ排水設備等を含む)、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的には係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。

表6-18

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。

表6-19

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ排水設備等を含む)、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的には係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存在する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56	0.56人	
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78	0.78人	
			技師D	—	—	0.15	0.15	0.15人	
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74	0.74人	
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11	1.11人	
			技師D	—	—	0.19	0.19	0.19人	
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52	0.52人	
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69	0.69人	
			技師D	—	—	0.17	0.17	0.17人	
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34	0.34人	
			技師D	—	—	0.17	0.17	0.17人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-22

設備の延べ面積	300㎡未満		300㎡以上 500㎡未満		500㎡以上 800㎡未満		800㎡以上 1,300㎡未満		1,300㎡以上 2,000㎡未満	
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60				

2,000㎡以上	3,000㎡以上	5,000㎡以上	7,000㎡以上
----------	----------	----------	----------

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存在する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-20

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	調査	図面等		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56	0.56人	
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78	0.78人	
			技師D	—	—	0.15	0.15	0.15人	
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74	0.74人	
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11	1.11人	
			技師D	—	—	0.19	0.19	0.19人	
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52	0.52人	
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69	0.69人	
			技師D	—	—	0.17	0.17	0.17人	
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34	0.34人	
			技師D	—	—	0.17	0.17	0.17人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-21

設備の延べ面積	300㎡未満		300㎡以上 500㎡未満		500㎡以上 800㎡未満		800㎡以上 1,300㎡未満		1,300㎡以上 2,000㎡未満	
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60				

2,000㎡以上	3,000㎡以上	5,000㎡以上	7,000㎡以上
----------	----------	----------	----------

3,000 m ² 未満	5,000 m ² 未満	7,000 m ² 未満	9,000 m ² 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の取込に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-23によって行うものとする。

表6-23

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の取込に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-24によるものとする。

表6-24

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150 m ² 未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150 m ² から200 m ² 程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200 m ² から600 m ² 程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600 m ² から1,000 m ² 程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

3,000 m ² 未満	5,000 m ² 未満	7,000 m ² 未満	9,000 m ² 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の取込に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の取込に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-23によるものとする。

表6-23

区分	判断基準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150 m ² 未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150 m ² から200 m ² 程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200 m ² から600 m ² 程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600 m ² から1,000 m ² 程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定
 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師 D	—	—	0.18	0.18人		
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人		
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定
 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-24

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人		
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人		
			技師 D	—	—	0.06	0.06人		
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人		
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人		
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人		
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人		
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53人		
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人		
			技師 D	—	—	0.07	0.07人		
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人		
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02人		
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24人		
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人		
			技師 D	—	—	0.18	0.18人		
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人		
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人		
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び空地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の核算是、表6-27によって行うものとする。

表6-27

区分	単位	職種	外業			内業		計	備考
			調査	図面等	算定	調査	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人			
		技師 C	—	0.22	—	0.22人			

- 注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び空地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の核算是、表6-26によって行うものとする。

表6-26

区分	単位	職種	外業			内業		計	備考
			調査	図面等	算定	調査	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人			
		技師 C	—	0.22	—	0.22人			

- 注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件

費の概算は、表 6-29 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6-28 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-28

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び垣巻を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなりならないものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりならないものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、団障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋根回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保全するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバゲクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類</p>

費の概算は、表 6-28 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6-27 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び垣巻を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなりならないものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりならないものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、団障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋根回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保全するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバゲクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類</p>

新

	<p>觀賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 觀賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用材林	<p>ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>
薪炭林	<p>なら、くめぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。</p>
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	<p>孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。</p>
苗木(植木畑)	<p>営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。</p>

表 6-29

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38	0.38 人	
			主任技師	—	—	0.06	0.06	0.06 人	
薪炭林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51	0.51 人	
			主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08 人	
収穫樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08 人	釣り棚、圍障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55	0.55 人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04	0.04 人	

旧

	<p>觀賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G その他 觀賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>
用材林	<p>ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>
薪炭林	<p>なら、くめぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。</p>
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	<p>孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。</p>
苗木(植木畑)	<p>営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。</p>

表 6-28

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38	0.38 人	
			主任技師	—	—	0.06	0.06	0.06 人	
薪炭林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51	0.51 人	
			主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08 人	
収穫樹	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08	0.08 人	釣り棚、圍障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55	0.55 人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04	0.04 人	

竹 林	1,000 m ²	—	技師 B 技師 C 技師 D	0.14 0.14 0.14	0.13 0.48 —	0.06 0.13 0.14	0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B 技師 C 技師 D	0.50 0.50 0.50	0.04 0.52 —	0.04 0.37 0.06	0.58 人 1.39 人 0.56 人	団障等の調査 及び算定を含 む。

注 調査区域の地形等によって表 6-30 の補正を行うものとする。

表 6-30

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-31 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-32 により行うものとする。

表 6-31

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定	調 査	図 面 等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人				
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人				
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人				
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人				
庭 園 B	箇 所	200 m ² 以上	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人				
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人				

竹 林	1,000 m ²	—	技師 B 技師 C 技師 D	0.14 0.14 0.14	0.13 0.48 —	0.06 0.13 0.14	0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B 技師 C 技師 D	0.50 0.50 0.50	0.04 0.52 —	0.04 0.37 0.06	0.58 人 1.39 人 0.56 人	団障等の調査 及び算定を含 む。

注 調査区域の地形等によって表 6-29 の補正を行うものとする。

表 6-29

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-30 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-31 により行うものとする。

表 6-30

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記 A 以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記 A 及び B 以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			内 業			計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定	調 査	図 面 等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人				
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人				
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人				
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人				
庭 園 B	箇 所	200 m ² 以上	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人				
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人				

		400㎡未満	技師 技師	C D	0.63 —	1.81 —	0.68 0.12	3.12人 0.12人	
庭園	C 箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師	A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師	B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師	C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師	D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-33の補正率表を適用するものとする。
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-33

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）
	墳墓 B 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）
	墳墓 C 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）

		400㎡未満	技師 技師	C D	0.63 —	1.81 —	0.68 0.12	3.12人 0.12人	
庭園	C 箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師	A	0.47	0.08	0.08	0.63人	
			技師	B	0.47	0.75	0.56	1.78人	
			技師	C	0.47	1.50	0.56	2.53人	
			技師	D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-32の補正率表を適用するものとする。
注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-32

設備の延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 14,000㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-33によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-33

区 分	判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4㎡程度のもの（10㎡当たり3画地程度）
	墳墓 B 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2㎡程度のもの（10㎡当たり5画地程度）
	墳墓 C 墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの（10㎡当たり7画地程度）

新

上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3墓～5墓程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7墓程度あるもの

表 6-35

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳墓 D	10㎡	3～5墓 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳墓 E	10㎡	7墓 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石椁、圍障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋蔵されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の墓地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の墓地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関

旧

上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3墓～5墓程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7墓程度あるもの

表 6-34

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
墳墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳墓 D	10㎡	3～5墓 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳墓 E	10㎡	7墓 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石椁、圍障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋蔵されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の墓地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の墓地移転要件の該当性の検討が必要となる、現況の敷地における建物等の位置関

係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表 6-36](#) により行うものとする。

表 6-36

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	—	0.19 人	

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。
- 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 8-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表 6-37](#) により行うものとする。

表 6-37

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	0.13	—	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表 6-37](#) を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表 6-35](#) により行うものとする。

表 6-35

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	—	0.19 人	

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。
- 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 8-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、[表 6-36](#) により行うものとする。

表 6-36

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定			
建物計画案の策定	計画案1案当たり	技師 A	—	0.13	—	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表 6-36](#) を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表 6-38](#) により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表 6-38](#)

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	調 査	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人		
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人		
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人		
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人		

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表 6-37](#) により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表 6-37](#)

区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備 考
			調 査	図面等	調 査	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人		
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人		
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人		
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人		

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

機械設備D	事業所	設置面積	主任技師	0.42	0.60	1.02人
		400㎡以上	技師 A	3.30	3.33	6.63人
		600㎡未満	技師 B	3.97	—	3.97人
			技師 D	—	0.63	0.63人

- 注1 本表の区分は、表6-16のとおりとする。
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
 注4 本表の歩掛は、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
 注4 本表は、表6-19を再掲したものである。

見積徴収者員数 表9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
 注4 本表は、表6-23を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表9-16

機械設備D	事業所	設置面積	主任技師	0.42	0.60	1.02人
		400㎡以上	技師 A	3.30	3.33	6.63人
		600㎡未満	技師 B	3.97	—	3.97人
			技師 D	—	0.63	0.63人

- 注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
 注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表9-14

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人		
			0.14	0.91	0.14	1.19人		

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
 注4 本表は、表6-18を再掲したものである。

見積徴収者員数 表9-15

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
 注4 本表は、表6-22を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表9-16

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認められたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単面に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認められたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単面に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）

第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領」(昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知、以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他工作物(以下「建物等」という。)について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の算定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

【一】 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地調査

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の概算は、表15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地調査	業 務	—	技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		

第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領」(昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知、以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他工作物(以下「建物等」という。)について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の算定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

【一】 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地調査

現地調査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 ③現地調査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の概算は、表15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地調査	業 務	—	技師 A	0.44人	
			技師 B	0.44人	
			技師 C	0.44人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		

新

木造建物 A	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08 人
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71 人
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34 人
			技師 D	—	0.58	—	0.58 人
木造建物 B	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27 人
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75 人
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59 人
			技師 D	—	0.50	—	0.50 人
木造建物 C	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80 人
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18 人
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88 人
			技師 D	—	0.47	—	0.47 人
木造特種建物	棟	50 m以上 70 m未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81 人
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51 人
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78 人
			技師 D	—	0.54	—	0.54 人
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46 人
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20 人
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85 人
			技師 D	—	0.68	—	0.68 人
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46 人
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45 人
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79 人
			技師 D	—	0.47	—	0.47 人
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97 人
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44 人
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15 人
			技師 D	—	0.59	—	0.59 人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特種建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

木造建物A、B及びCの補正率 表15-1-3

建物延べ面積	70 m未満	70 m以上 130 m未満	130 m以上 200 m未満	200 m以上 300 m未満	300 m以上 450 m未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m以上	600 m以上	1,000 m以上
---------	---------	-----------

旧

木造建物 A	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.60	0.21	—	0.81 人
			技師 B	0.60	0.17	—	0.77 人
			技師 C	0.60	0.79	—	1.39 人
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人
木造建物 B	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.72	0.22	—	0.94 人
			技師 B	0.72	0.20	—	0.92 人
			技師 C	0.72	0.88	—	1.60 人
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人
木造建物 C	棟	70 m以上 130 m未満	技師 A	0.33	0.14	—	0.47 人
			技師 B	0.33	0.17	—	0.50 人
			技師 C	0.33	0.51	—	0.84 人
			技師 D	—	0.22	—	0.22 人
木造特種建物	棟	50 m以上 70 m未満	技師 A	0.29	0.12	—	0.41 人
			技師 B	0.29	0.32	—	0.61 人
			技師 C	0.29	0.55	—	0.84 人
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	0.89	0.23	—	1.12 人
			技師 B	0.89	0.47	—	1.36 人
			技師 C	0.89	1.21	—	2.10 人
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	0.87	0.29	—	1.16 人
			技師 B	0.87	0.52	—	1.39 人
			技師 C	0.87	1.33	—	2.20 人
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m以上 400 m未満	技師 A	0.45	0.19	—	0.64 人
			技師 B	0.45	0.28	—	0.73 人
			技師 C	0.45	0.85	—	1.30 人
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表15-1-3、木造特種建物にあっては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあっては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者によって共同所有となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率 表15-1-3

建物延べ面積	70 m未満	70 m以上 130 m未満	130 m以上 200 m未満	200 m以上 300 m未満	300 m以上 450 m未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m以上	600 m以上	1,000 m以上
---------	---------	-----------

新

600㎡未満	1,000㎡未満	2,000㎡未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建築物の補正率 表 15-1-4

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.50	4.70

非木造建築物イ、ロ及びハの補正率 表 15-1-5

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.40

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15-1-6

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	0.54人	
			技師 D	—	0.14	—	0.14人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

旧

600㎡未満	1,000㎡未満	2,000㎡未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建築物の補正率 表 15-1-4

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.50	4.70

非木造建築物イ、ロ及びハの補正率 表 15-1-5

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.40

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15-1-6

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	0.40	0.06	—	0.46人	
			技師 B	0.40	0.25	—	0.65人	
			技師 C	0.40	0.16	—	0.56人	
			技師 D	—	0.12	—	0.12人	

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-7

戸当たり延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15-1-8

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇 所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	0.32人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。

表15-1-9

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
------	--------	------------------	------------------	--------------------	----------------------

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の概算は、表15-1-7により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

表15-1-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇 所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.06	—	0.27人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.47	—	0.68人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

注 建物調査の歩掛（表15-1-2）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表15-1-8

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満
------	--------	------------------	--------------------	----------------------	----------------------	----------------------

新

補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10
-----	------	------	------	------	------

2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
5.70	7.70

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の概算は、表 15-1-10 により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 15-1-10

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97人		
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45人		
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16人		
			技師 D	—	0.65	—	0.65人		
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21人		
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50人		
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45人		
			技師 D	—	0.50	—	0.50人		
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69人		
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20人		
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78人		
			技師 D	—	0.55	—	0.55人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85人		
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22人		
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80人		
			技師 D	—	0.51	—	0.51人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53人		
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82人		
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50人		
			技師 D	—	0.60	—	0.60人		
非木造建物 (用途区分) 口	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38人		
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73人		
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54人		

旧

補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70
-----	------	------	------	------	------	------

5 事後調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の概算は、表 15-1-9 により行うものとする。

表 15-1-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.53	0.23	—	0.76人		
			技師 B	0.53	0.23	—	0.76人		
			技師 C	0.53	0.43	—	0.96人		
			技師 D	—	0.24	—	0.24人		
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.64	0.23	—	0.87人		
			技師 B	0.64	0.23	—	0.87人		
			技師 C	0.64	0.54	—	1.18人		
			技師 D	—	0.24	—	0.24人		
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.25	0.25	—	0.50人		
			技師 B	0.25	0.26	—	0.51人		
			技師 C	0.25	0.14	—	0.39人		
			技師 D	—	0.27	—	0.27人		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.27	0.27	—	0.54人		
			技師 B	0.27	0.28	—	0.55人		
			技師 C	0.27	0.16	—	0.43人		
			技師 D	—	0.28	—	0.28人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.85	0.21	—	1.06人		
			技師 B	0.85	0.36	—	1.21人		
			技師 C	0.85	0.62	—	1.47人		
			技師 D	—	0.37	—	0.37人		
非木造建物 (用途区分) 口	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.80	0.27	—	1.07人		
			技師 B	0.80	0.34	—	1.14人		
			技師 C	0.80	0.54	—	1.34人		

			技師 D	—	0.74	—	0.74人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89人	
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34人	
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04人	
			技師 D	—	0.63	—	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者権者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表15-1-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人		
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人		
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人		
			技師 D	—	0.09	—	0.09人		

注1 区分所有者権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15-1-12

区 分	単 位	敷地面積	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人		
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人		
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人		
			技師 D	—	0.34	—	0.34人		

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

			技師 D	—	0.51	—	0.51人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.47	0.20	—	0.67人	
			技師 B	0.47	0.26	—	0.73人	
			技師 C	0.47	0.27	—	0.74人	
			技師 D	—	0.39	—	0.39人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4及び表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者権者により共同所有となっているときには、本表によらず表15-1-10により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表15-1-10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	0.25	0.06	—	0.31人		
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33人		
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37人		
			技師 D	—	0.08	—	0.08人		

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月止め駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15-1-11によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-8の補正率表を適用するものとする。

表15-1-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定			
工 作 物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.12	—	0.33人		
			技師 B	0.21	—	—	0.21人		
			技師 C	0.21	0.24	—	0.45人		
			技師 D	—	0.13	—	0.13人		

注 建物調査の歩掛（表15-1-9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する業務費の概算は、表15-1-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-13

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人		
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人		
			技師 D	—	—	0.14	0.14人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人		
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人		
			技師 D	—	—	0.15	0.15人		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人		
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人		
			技師 D	—	—	0.04	0.04人		
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人		
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人		
			技師 D	—	—	0.08	0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-5、表15-1-7及び表15-1-9の補正率を適用するものとする。

【二】費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

6 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する業務費の概算は、表15-1-12により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15-1-12

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.23	0.15	0.38人		
			技師 C	—	0.58	0.13	0.71人		
			技師 D	—	—	0.11	0.11人		
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.39	0.26	0.65人		
			技師 C	—	1.00	0.32	1.32人		
			技師 D	—	—	0.13	0.13人		
区分所有建物	戸	130㎡程度	技師 A	—	0.04	0.06	0.10人		
			技師 C	—	0.31	0.12	0.43人		
			技師 D	—	—	0.04	0.04人		
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	—	0.19	0.13	0.32人		
			技師 C	—	0.39	0.08	0.47人		
			技師 D	—	—	0.08	0.08人		

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-3、表15-1-4、表15-1-5及び表15-1-8の補正率を適用するものとする。

【二】費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

新

木造特殊建築物		棟	1	
非木造建築物		棟	1	
建築物	見簿	棟	1	
建築物の法令適合性の調査		棟	1	
根柢設備		事業所	1	
根柢設備	見簿	台	1	
生産設備		設備	1	
生産設備	見簿	台	1	
の附帯工作物		戸	1	
附帯工作物	工務等の取組	箇所	1	
遊立工作物		箇所	1	
遊立工作物	見簿	箇所	1	
立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
庭園		箇所	1	
墳墓等		㎡	1	
建築物の各種移転要件の該当性の検討		権利者	1	
既存建築物の設計業の作成等	建築物計画書の限定	業	1	
	関係建築物の設計業の作成	業	1	
打合せ協議	中間打合せ	回	1	
現地調査		業 務	1	
営業		事業所	1	
供営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
	賃貸物件	事業所	1	
の居住者		世帯	1	
抵	一般住家、農家住宅	戸	1	
	店舗	店舗	1	

旧

木造特殊建築物		棟	1	
非木造建築物		棟	1	
建築物				
建築物の法令適合性の調査		棟	1	
根柢設備		事業所	1	
根柢設備	見簿	台	1	
生産設備		設備	1	
生産設備	見簿	台	1	
の附帯工作物		戸	1	
附帯工作物	工務等の取組	箇所	1	
遊立工作物		箇所	1	
遊立工作物	見簿	箇所	1	
立竹木		㎡	100	数量が1000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
庭園		箇所	1	
墳墓等		㎡	1	
建築物の各種移転要件の該当性の検討		権利者	1	
既存建築物の設計業の作成等	建築物計画書の限定	業	1	
	関係建築物の設計業の作成	業	1	
打合せ協議	中間打合せ	回	1	
現地調査		業 務	1	
営業		事業所	1	
供営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
	賃貸物件	事業所	1	
の居住者		世帯	1	
抵	一般住家、農家住宅	戸	1	
	店舗	店舗	1	

土 地 評 価	地域区分及び標準地選定等		業 務	1
	標準地価格の算定		標準地	1
	各町地の評価格算定		1町地	1
	各地標準算定		1町地	1
	評価格の調整		業 務	1
補 償	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1
徴 収	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
説 明	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
補 償 説 明	補償説明	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1
		営業調査無	事業者	1
事 前 調 査 、 事 後 調 査 及 び 算 定	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1
	事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
		工作物	箇所	1
	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物等	戸	1
工作物		箇所	1	
	木造建物・非木造建物	棟	1	

土 地 評 価	地域区分及び標準地選定等		業 務	1
	標準地価格の算定		標準地	1
	各町地の評価格算定		1町地	1
	各地標準算定		1町地	1
	評価格の調整		業 務	1
補 償	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1
徴 収	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
説 明	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
補 償 説 明	補償説明	補償説明等A	権利者	1
		補償説明等B	権利者	1
消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1
		営業調査無	事業者	1
事 前 調 査 、 事 後 調 査 及 び 算 定	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1
	事前調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物	戸	1
		工作物	箇所	1
	事後調査	木造建物・木造特殊 建物・非木造建物	棟	1
		区分所有建物	戸	1
工作物		箇所	1	
	木造建物・非木造建物	棟	1	

新

	算定	区分所有権取得等	戸	1	
		工作物	箇所	1	
費用負担の 説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

旧

	算定	区分所有権取得	戸	1	
		工作物	箇所	1	
費用負担の 説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	